平成27年7月8日制定

改正 平成28年2月16日 平成29年10月17日

平成30年9月25日 令和元年9月9日

令和3年5月28日 令和3年12月1日

令和4年4月13日 令和4年8月30日

令和4年9月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応するとともに、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とすることを目的に、地域密着型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)等地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、高知市介護基盤整備等事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。
  - (1) 別表1に掲げる施設の区分に応じそれぞれ同表人員,設備及び運営に関する基準の欄に掲げる基準を満たす当該施設(サテライト型居住施設及び事業所を含む。以下「補助対象施設」という。)のうち介護老人保健施設以外の施設において、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業若しくは法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行おうとする者で、市長が別に定める選定方法により選定されたもの
  - (2) 補助対象施設のうち介護老人保健施設において、法第48条第1項第2号に規定する介護保健施設サービスを行おうとする者で、市長が別に定める選定方法により選定されたもの
  - (3) 法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスを行う者
  - (4) 法第48条第1項第2号に規定する介護保健施設サービスを行う者
  - (5) 法第48条第1項第3号に規定する介護医療院サービスを行う者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第 28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる者が行う次に掲げる事業
    - ア 新たに補助対象施設を整備する事業
    - イ 設備整備,職員訓練期間中の雇上げ(最大6か月間),職員募集,開設のための普及啓発その他の補助対象施設の開設の準備を行う事業
  - (2) 前条第1項第3号から第5号までに掲げる者が行う次に掲げる施設(いずれも定員規模は問わない。)の ユニット化改修を行う事業
    - ア 特別養護老人ホーム
    - イ 介護老人保健施設
    - ウ 介護医療院
    - エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
      - (ア) 介護老人保健施設

- (イ) 特別養護老人ホーム
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 認知症高齢者グループホーム

(補助対象経費及び補助基準額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助基準額は、前条第1号アに 掲げる事業については別表2、同号イに掲げる事業については別表3、同条第2号に掲げる事業については別 表4に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助基準額又は補助対象経費の額(当該額が当該事業に係る経費から寄附金その他の収入額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除後の額)のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。(補助金の交付申請等)

- 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市介護基盤整備等事業費補助金交付申請書 (様式第1号) に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助対象者は、次に掲げる区域又は土地で補助対象事業(第3条第1号に掲げる事業に限る。)を行う場合 において、第1項の申請をしようとするときは、立地の安全性について事前に市長と協議しなければならない。
  - (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
  - (2) 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
  - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - (4) 砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により国土交通大臣が指定する土地
  - (5) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
  - (6) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項の規定により高知県知事が設定する津波があった場合に想定される浸水の区域
  - (7) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項に規定する洪水浸水想定区域 (補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、 適当と認めたときは高知市介護基盤整備等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと 認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会を通じてなされた指定寄附金を除く。
  - (2) 補助事業者は、補助事業の補助対象経費について、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金その他他の補助金等の交付を受けてはならない。
  - (3) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県グリーン購入基本方針(平成13年4月1日高知 県制定)に基づき、環境物品等の調達に努めること。

- (4) 補助事業の実施においては、高知県産材利用推進方針(平成23年4月1日高知県制定)に基づき、県産材を活用した施設の木造化及び木質化並びに備品等の木質化に努めること。
- (5) 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行う場合における消費税仕入控除税額等の算定については、当該申告に係る課税売上割合等により算定しなければならない。
- (6) 補助事業者(第2条第1項第1号に掲げる補助対象者に該当する者として補助金の交付決定を受けた者に限る。)は、補助事業完了後、速やかに市長から法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けなければならない。
- (7) 補助事業者(第2条第1項第2号に掲げる補助対象者に該当する者として補助金の交付決定を受けた者に限る。)は、補助事業完了後、速やかに市長から法第94条第1項の許可を受けなければならない。
- (8) 県税及び市税の滞納がないこと。
- 3 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。 (交付申請の取下げ)
- 第8条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、 当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届 け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。 (入札)
- 第9条 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方については、原則として一般競争入札により決定しなければならない。ただし、これにより難い場合は、市長と協議の上、指名競争入札により決定することができる。
- 2 前項の一般競争入札又は同項ただし書の指名競争入札(以下「入札」という。)の手続は、高知市における 入札手続の例による。
- 3 補助事業者は、入札に参加する予定の業者をあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、入札を行うときは、当該補助事業者の複数の役員(当該補助事業者が社会福祉法人等である場合は、監事、複数の理事(理事長を除く。)及び評議員(理事長と特殊の関係にある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。)を除く。)。以下この項において同じ。)を立ち会わせなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、当該入札に立ち会う役員の数を1人とすることができる。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、その職員をして、入札に立会いをさせることができる。この場合において、補助事業者は、当該職員の立会いを拒むことができない。
- 6 補助事業者は、入札を行った後に、当該入札が適正に行われた旨について第4項に規定する立会人全員の署名(前項の規定により職員が当該入札の立会いをした場合にあっては、当該職員及び第4項に規定する立会人全員の署名)をし、当該入札に係る入札参加業者名、落札業者名及び落札金額(以下「入札結果」という。)並びに入札金額を市長に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による入札結果の届出があった場合は、当該入札結果を公表するものとする。 (契約)
- 第10条 補助事業者は、前条の規定による落札業者と契約を締結した場合には、その内容を市長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の契約その他補助事業を行うために締結するいかなる契約においても、規則第4条各号のいずれかに該当すると認めるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて適切に行うとともに、前項の契約その他補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(変更承認等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業について、事業内容を変更(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更 で、補助金額を変更しないもの及び補助金額の20パーセント以内で減額するものを除く。)し、中止し、若し くは廃止しようとするとき又は工期を変更するときは、あらかじめ高知市介護基盤整備等事業変更等承認申請 書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の事業変更 等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助事業者は、第3条第1号ア及び第2号の補助事業に係る工事を着工したときは、当該工事を着工した日から3日以内に、工事着工報告書(様式第4号)により、市長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、第3条第1号ア及び第2号の補助事業に係る工事の進捗状況について、12月末日現在の状況 (市長が別に報告を求めたときは、当該月の末日現在の状況)を翌月8日までに、工事進捗状況報告書(様式 第5号)により、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日(第11条第2項の規定により事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日 のいずれか早い日までに、高知市介護基盤整備等事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に報 告しなければならない。ただし、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了し難いと認められ、 補助事業の繰越しについて当該年度の3月31日までに第11条第2項の規定により工期に係る変更の承認を受け た場合は、その翌年度の4月5日までに、高知市介護基盤整備等事業年度終了実績報告書(様式第7号)によ り、市長に報告しなければならない。
- 2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る 消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (補助金額の確定)
- 第14条 市長は、前条第1項前段の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市介護基盤整備等事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第15条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市介護基盤整備等事業費補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する ものとする。

(補助金の概算払)

- 第16条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、高知市介護基盤整備等事業費補助金概算払請求書(様式第 10号)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第18条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消 しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第13条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零であるときを含む。)は、その金額(同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに、遅くとも補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月10日までに高知市介護基盤整備等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書(様式第11号)により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。(財産の処分の制限等)
- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。) については、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な 運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、財産のうち、不動産若しくはその従物又は1件当たりの取得価格若しくは効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具若しくはその他財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内においては、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 3 補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、 取り壊し、又は廃棄したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を納付させること ができる。

(調査等)

- 第20条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業完了後、当該整備を行った施設等について現地 調査を行うものとする。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日(第11条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助 金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

(終過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定による様式は、この要綱による 改正後の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正し て使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

## 別表1 (第2条関係)

人員,設備及び運営に関する基準		
(1) 高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に		
関する基準等を定める条例(平成25年条例第19号)		
(2) 高知市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運		
営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効		
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条		
例第24号)		
(1) 高知市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運		
営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第20号。以下		
「指定地域密着型サービス基準条例」という。)		
(2) 高知市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設		
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介		
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める		
条例(平成25年条例第25号)		
指定地域密着型サービス基準条例		
   (1) 指定地域密着型サービス基準条例		
(2) 特別養護老人ホーム基準条例		
(4) 的对这吸气八体, 中坐牛木的		
高知市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関		
する基準を定める条例(平成25年条例第22号)		

備考 サテライト型居住施設及び事業所を含む。

別表2 (第4条及び第5条関係)

施設	補助基準額	補助対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	補助対象施設を整備(当該施設と一体的
	×施設数	に整備されるものであって、市長が必要
認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	と認めるものに係る整備を含む。)する
	×施設数	ために必要な工事費又は工事請負費(こ
認知症高齢者グループホーム	33,600千円	れと同等と認められる委託費、分担金及
	×施設数	び適当と認められる購入費等を含む。)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	及び工事事務費(工事施工のため直接必
	×施設数	要な事務に要する費用であって、旅費、
	33,600千円	消耗品費,通信運搬費,印刷製本費及び
看護小規模多機能型居宅介護事業所	×施設数	設計監督料等をいい, その額は, 工事費
特別養護老人ホーム (定員29人以下のも		又は工事請負費の2.6%に相当する額を
の)及び併設される指定短期入所生活介護	4,480千円	限度額とする。)。ただし、他の補助金
事業所等	×整備床数	等において別に補助対象とする費用は除
介護老人保健施設 (定員29人以下のもの)	56,000千円	<.
	×施設数	

備考 補助対象施設を他の補助対象施設に併設して整備する場合又は複数の補助対象施設を合築する場合における補助基準額は、この表の規定にかかわらず、同表に定める補助基準額に100分の105を乗じて得た額とする。

別表3 (第4条及び第5条関係)

施設	補助基準額	補助対象経費
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム		補助対象施設の開設の準備のために必要
又はサービス付き高齢者向け住宅であっ	839千円	な給料,職員手当等,共済費,賃金,報
て、特定施設入居者生活介護の指定を受け	×定員数	酬,旅費,需用費,役務費,使用料及び
るもの)		賃借料,委託料,備品購入費(備品設置
小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	に伴う工事請負費を含む。)その他市長
7%候多機能至后七月 设事未归	×宿泊定員数	が必要と認めるもの。
	839千円	ただし、補助の対象となる期間は、当該
認知症高齢者グループホーム	×定員数	補助対象施設を開設する日(以下「開設
	14,000千円	日」という。)前の6か月間とし、第7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	×施設数	条第1項に規定する補助金の交付決定の
看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	日から開設日前までの期間が6か月間に
	×宿泊定員数	満たないときは、当該期間とする。
特別養護老人ホーム(定員29人以下のも	839千円	
の)及び併設される指定短期入所生活介護	×定員数	
事業所等	~	
介護老人保健施設 (定員29人以下のもの)	839千円	
	×定員数	

別表4 (第4条及び第5条関係)

施設	補助基準額	補助対象経費
	次の各号に掲げる改修の区分	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改
特別養護老人ホーム	に応じ、それぞれ当該各号に定	修(施設の整備と一体的に整備されるもの
	める額とする。	であって、市長が必要と認めた整備を含
A 3# 44 1 10 64 1430	(1) 個室 1,190千円×整備	む。)に必要な工事費又は工事請負費及び
介護老人保健施設   床数		工事事務費(工事施工のため直接必要な事
	(2) 多床室(ユニット型個室	務に要する費用であって、旅費、消耗品
介護医療院	的多床室を含む。)	費,通信運搬費,印刷製本費及び設計監督
	2,380千円×整備床数	料等をいい,その額は,工事費又は工事請
介護療養型医療施設の改		負費の2.6パーセントに相当する額を限度
修により転換される介護		額とする。)。ただし、他の補助金等におい
老人保健施設,特別養護		て別に補助対象とする費用を除き、工事費
老人ホーム,介護医療院		又は工事請負費には、これと同等と認めら
又は認知症高齢者グルー		れる委託費、分担金及び適当と認められる
プホーム		購入費等を含む。